

監 査 委 員

28年監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成27年度に執行した監査の結果（平成28年2月2日から平成28年3月31日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成28年 7月29日

京都府監査委員 菅 谷 寛 志
同 渡 辺 邦 子
同 村 山 佳 也
同 井 上 元

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
菅 谷 寛 志	平成28年 2月2日～平成28年 3月31日
渡 辺 邦 子	平成28年 2月2日～平成28年 3月31日
村 山 佳 也	平成28年 2月2日～平成28年 3月31日
井 上 元	平成28年 2月2日～平成28年 3月31日

第 1 定期監査

平成28年 2月2日から平成28年 3月31日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成27年度の監査対象機関のうち、知事部局11箇所、教育委員会2箇所、警察本部4箇所の計17箇所について監査を執行した。その他主要な工事2箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況を知事部局14箇所、教育委員会5箇所、警察本部1箇所、議会事務局1箇所の計21箇所実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
京都東府税事務所	平成27年 9月1日～12月25日・平成28年 2月8日	実地監査
京都西府税事務所	平成28年 1月22日・2月8日	実地監査
京都南府税事務所	平成27年 9月1日～12月25日・平成28年 2月8日	実地監査
自動車税管理事務所	平成28年 1月21日・2月8日	実地監査
流域下水道事務所	平成28年 2月4日・5日・10日	実地監査
家庭支援総合センター	平成28年 2月16日	書面監査
府立京都高等技術専門学校	平成28年 1月20日・2月9日	実地監査
府立京都障害者高等技術専門学校	平成28年 1月20日・2月9日	実地監査
農林水産技術センター（畜産センターを除く。）	平成27年 9月16日・28日・29日・11月5日・12月9日・平成28年 2月19日	実地監査
病害虫防除所	平成27年 9月28日・29日・11月5日	実地監査
京都林務事務所	平成28年 2月17日・18日	書面監査
山城教育局	平成28年 1月28日・2月9日	実地監査
府立盲学校	平成28年 2月17日	書面監査
上京警察署	平成27年12月10日・平成28年 2月8日	実地監査
南警察署	平成28年 2月16日	書面監査
北警察署	平成28年 2月16日	書面監査
向日町警察署	平成28年 2月16日	書面監査
給与厚生課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
自治振興課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
情報政策課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
安心・安全まちづくり推進課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
消費生活安全センター	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
文化政策課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
地球温暖化対策課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
リハビリテーション支援センター	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
家庭支援課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
生活衛生課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
総合就業支援室	平成28年 3月15日	特別財務（現金）
ものづくり振興課	平成28年 3月15日	特別財務（現金）

農政課	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
住宅課	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
文化財保護課	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
府立清明高等学校	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
府立東稜高等学校	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
府立農芸高等学校	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
府立工業高等学校	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
警察本部	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
議会事務局	平成28年 3月15日	特別財務 (現金)
山城北土木事務所 (国道307号青谷道路)	平成28年 2月 3日	工事監査
山城南土木事務所 (東中央線((仮称) 木津川渡河橋))	平成28年 2月 9日・ 10日	工事監査
例月出納検査 (会計事務月例点検)	平成28年 2月24日・ 29日	-
	平成28年 3月24日・ 30日	-

※ 特別財務調査(現金)は、平成27年度中に実施したもの全てを記載

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成26年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成27年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

(1) 合規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。

(2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2

① 支出

・報償費及び旅費の支払が著しく遅延している事例が認められた。(家庭支援総合センター)

② 契約

・契約関係書類が誤って廃棄されている事例が認められた。(流域下水道事務所)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	6	6	0	0	3	0	0	2	1	18

第2 財政的援助団体等監査

平成28年 2月 2日から平成28年 3月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成26年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、②出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した10団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
公益財団法人 京都府国際センター	出資補助	平成28年 2月18日	書面監査
公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構	出資補助	平成28年 2月12日	書面監査
公益財団法人 世界人権問題研究センター	出資補助	平成28年 2月23日	書面監査
一般財団法人 京都こども文化会館	出資	平成28年 2月16日	書面監査
京都府立洛西浄化センター公園管理協会	管理	平成28年 2月18日	書面監査
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	出資管理	平成27年12月10日・11日・平成28年 2月19日	実地監査
公益財団法人 京都SKYセンター	出資補助	平成28年 2月10日	書面監査
一般社団法人 京都産業エコ・エネルギー推進機構	補助	平成28年 2月 2日	書面監査
公益社団法人 京都府観光連盟	補助	平成28年 2月18日	書面監査
公益社団法人 京都府農業総合支援センター	出資補助	平成28年 2月15日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制（チェック）体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営及び管理委託に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていたが、経理事務について、2件の注意を要する事例が認められた。（そのうち、1件は事業所管課に対するものである。）

第3 監査委員による主な意見・要望（平成27年度）

監査委員の平成27年度における主な意見・要望は、以下のとおりである。

① 会計事務の適正化等

平成26年度監査における指摘・注意事項の中で、契約関係が占める割合は減少傾向にあるが、依然として、備品や貸付物品が手続なく廃棄された事例など備品管理に係るミスが多く発生しているので、現在、取組が進められている新地方公会計制度導入の機会をとらえ、消耗品への区分換えなど、備品管理のあり方の検討を含め、適切な備品管理に努められたい。

また、平成26年度監査において、法令遵守の観点や、事業の有効性、効率性の観点で、課題が認められる事例が検出されたので、今後は、限られた予算を経済性はもちろんのこと、効率性や有効性にも十分留意の上、適正に執行されるよう要望する。（要望）

◆ 公共工事をはじめとした府事務事業の実施に当たり、土壤汚染対策法や消防法など関係法令に基づく届出や点検が実施されていない事例

◆ 補助金の交付に当たり、設備容量等の決定根拠に合理性を欠き、実効性が確保されない事例

② 交通安全対策

交通事故のない安全で安心な社会の実現に向け、

「京都府交通安全基本条例」に規定する交通安全に関する取組が府民運動として展開されるよう、市町村、国及び関係機関等と連携して自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底や参加・体験型の交通安全教室の充実などに積極的に取り組まれない。

③ 三大学連携について

大学改革の動きの中で全国からも注目を集めている府立大学、府立医科大学、京都工芸繊維大学の三大学での全国初となる教養教育共同化の取組状況について、昨年4月から共同化が実施され、9月からは教養教育共同化施設の供用開始に伴い、三大学の学生と一緒に学べるようになった。

共同化開始後1年が経過し、当初履修者数が少なかった京都府立医科大学についても、本年度前期の履修登録者は422人と、昨年度後期の153人に比べ大幅に改善されているが、今後も、三大学学生の活発な意見交換が行われるゼミの開講やグループワークを実施する等、学生の多様な関心や要望に応える、質の高い教養教育の推進に三大学全体で努められ、履修登録者のさらなる拡大を図られたい。

また、教養教育共同化施設は、文化・学術・環境の交流発信拠点となる北山文化環境ゾーンに立地していることから、植物園や新総合資料館（仮称）等の施設も活用した共同化の新たな取組を検討されたい。

④ 治水・雨水対策及び土砂災害対策の推進

近年、全国各地で想定を超える集中豪雨による浸水被害や土砂災害が発生するとともに、府内でも3年連続で大規模災害が発生する中、府管理河川の整備促進、河川整備計画の見直しの検討、国や市町村と連携した総合的な治水対策や土砂災害警戒区域の早期指定に向けた取組を推進されたい。

また、集中豪雨による浸水被害を軽減するため、「いろは吞龍トンネル」南幹線の整備を推進するとともに、学校のグラウンドや公園、農地、公共施設などを活用した「貯める」取組を、全部局において、市町村とも連携した府民総ぐるみの取組となるよう推進されたい。

⑤ 少子化対策の推進

現在検討中の少子化対策条例（仮称）には、様々な関係団体等が少子化対策に取り組む推進体制や基本的な施策の方向等を盛り込みながら、一刻も早く、オール京都で総合的な少子化対策に取り組まれない。

特に、子育て世帯の約7割が保育や教育費等の経済的負担の軽減を求めていることや、低下した合計特殊出生率が回復しているフランスでは、子育て家庭に対して手厚い経済的サポートを行っていること等から、国にも積極的に働きかけながら、経済的負担軽減のための思い切った施策を講じられたい。

少子化の要因である、未婚化・晩婚化、晩産化・少産化の流れを止めるため、学校や家庭、地域において、子どもを持つ楽しさ・素晴らしさや、高齢出

産のリスクなど妊娠・出産に対する正しい知識等について、小・中学生時の早い時期から青年期に達するまで、継続的に教え、しっかりと人生設計を立てさせる機会の提供に取り組まれない。

⑥ 観光誘客について

昨年過去最高となった京都府への観光入り込み客と消費額に甘んじることなく、クルーズ船により寄港する外国人等の観光客を、京都縦貫自動車道全線開通を契機に、京都市だけではなく京都府内にも誘導するよう、より一層取り組まれない。

また「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」と「京都・西の観光」をリンクさせ、市町村や地元住民とも連携し、京都府の均衡ある観光の進展に取り組まれない。

⑦ 京都縦貫自動車道の利用者数確保の取組推進等

都市部に居住しながら府中北部地域の実家のコミュニティに参加するなど地域活動に従事している府民がいる中、管理区域が異なる京都縦貫自動車道において、利用者サービスの向上を図る取組として、定期的な「里帰り割引制度」の導入などを地域創生の観点からも検討されたい。

また、京都縦貫自動車道の全線開通に伴い、府道路公社への出資金が償還計画に基づき適正に回収されるよう利用者数の確保にも努められたい。

あわせて、京都縦貫自動車道の整備効果が最大限発揮されるよう、アクセス道路や地域間交流を促進する道路網の整備とともに、災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路の整備等についても推進されたい。

⑧ 教育環境の充実

日本の教員は、事務作業など授業以外の業務が多く、負担感が大きいとの調査結果が出される中、教員が児童・生徒と向き合い教育に集中できるよう環境整備に取り組まれない。

また、少子化により中学校卒業生徒数の減少が予測される中、今後の府立高校のあり方検討にあたっては、単に学校数を減らすだけでなく地域における府立高校の果たす役割を十分に踏まえ検討されたい。